

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和5年7月26日（水）15:30～16:17
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学客員教授
医療法人社団混志会 社員・理事 |
| 委員 | 菅原 晶子 | 公益社団法人経済同友会常務理事 |
| 委員 | 安田 洋祐 | 大阪大学大学院経済学研究科教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|--------------------|
| 友井 泰範 | 総務省自治行政局選挙部選挙課企画官 |
| 棚橋 邦晃 | 総務省自治行政局選挙部管理課課長補佐 |

<自治体等>

- | | |
|-------|--------------------------|
| 藤光 智香 | つくば市政策イノベーション部長 |
| 稲葉 清隆 | つくば市政策イノベーション部次長 |
| 中山 秀之 | つくば市政策イノベーション部スマートシティ戦略監 |

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 市川 篤志 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 河村 直樹 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 安楽岡 武 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 正田 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 菅原 晋也 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 杉山 忠継 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 公職選挙法における移動期日前投票所の柔軟な告示
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は、「公職選挙法における移動期日前投票所の柔軟な告示」で、つくば市及び総務省にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、つくば市及び総務省から御提出いただいております、公開予定でございます。本日の議事についても、公開予定です。

進め方でございますが、まず、つくば市から5分程度、続いて、総務省から5分程度で御説明いただき、その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 これから、「公職選挙法における移動期日前投票所の柔軟な告示」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めさせていただきます。

お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、つくば市から御説明をお願いいたします。

○藤光部長 つくば市政策イノベーション部長の藤光です。

改めまして、お時間をいただき、ありがとうございます。

本日は、我々から、「公職選挙法における移動期日前投票所の柔軟な告示」について、資料に沿って御説明したいと思います。

つくば市提出資料の2ページをお願いします。今回の提案は、移動が困難な方、障害がおありの方、そういう方々が誰でも投票しやすい環境を実現するために、移動期日前投票所の柔軟な告示をすることで、「オンデマンド型移動期日前投票所」というものを実現し、投票の機会の拡大を図るものとなっております。

次のページをお願いします。まず、つくば市のコンセプトとしては、例えば、市役所に行きたいとか、スーパーに行きたいとか、何かをしたいというときには、人はある特定の場所に自らが行かないといけないという社会ですが、そうではなくて、そうした機能や場所が、我々の手元に来る、自宅まで来る、そのような社会を実現したいと思っております。今回提案させていただきますオンデマンド型移動期日前投票所は、言わば、投票所が、自分のところ、自宅まで来るというサービスの一つとなっていると理解しております。

次のページをお願いします。まず、障害者等で介助者がいらっしゃる方については、介助者の方の都合も調整して、その上で投票に行かないといけないのですが、オンデマンド型移動期日前投票所であれば、どなたでも都合のよい時間に投票所を設置することができます。また、従来の移動期日前投票所、いわゆる移動投票所の場合、投票場所が固定されているため、その場所が必ずしも最寄りの場所でない場合、そこまで行くことも難しいという声を我々は聞いております。一方、我々が提案しているオンデマンド型移動期日前投票所ですと、自宅前まで投票所が来るものになっておりますし、駐車場所、駐車スペース等の問題で、自宅付近に呼べない、そこが難しいという場合においても、最寄りの投票所まで移動支援を行うことで、移動がなかなか難しい、困難な人でも、投票できる。そのような提案になっております。

次のページをお願いします。オンデマンド型移動期日前投票所を実際に運用した場合、

懸念事項がいくつか想定されることがあって、そのために、我々は投票所の柔軟な運用をできればしたいと考えております。一つ目は、移動期日前投票所の設置場所の告示方法です。現在の運用では、個人宅の前に投票所を設置する場合、住所だけではなく、例えば、私なら「藤光氏宅」とか、そういう個人名まで表示をしてしまいますが、それでは本人のプライバシーに抵触するということで、プライバシーに配慮して、住所表示のみとできればしたいと思っています。また、自宅付近に市内の有権者が特定できる施設等、何か目印になるようなものがあれば、その施設名称と住所の一部表記ということも可能にできればと考えております。二つ目は、介助等で投票に時間を要する場合です。介助がどうしても必要な場合があるのですが、投票するにも時間を要してしまって、告示した停車時間内に投票が終わらなかった場合があります。そういう場合は、投票終了まで対応できればと思います。ただし、次の開設場所には必ず告示の時間どおりに遅延なく到着できるようにしたいと思っています。三つ目は、当日の体調不良等への対応です。移動が困難な方は、障害がおありとか、元々体調に不安のある方が多いと思われるのですが、そうした場合、従前から希望していたが、当日の調子によっては投票が難しいという場合も当然ながらあると思います。そうした場合は、希望者本人の投票がたとえ行われなかったとしても、告示した停車時間帯は予定どおり停車しますので、本人以外の方々の投票は受け付けるということを考えております。

次のページを御覧ください。ここからは、具体的なサービス運用のイメージについて説明したいと思います。サービスは、2種類を1組で運用するようなイメージになっております。メインの車両は、移動期日前投票所の車が自宅付近に来て投票できるというものでございまして、ルートごとに1台のバスが運行していくようなイメージでおります。資料の中では青色で表示しております。もう一つ、サブとして、自宅から移動期日前投票所まで、小型の車で、別途、移動支援、送迎をするものです。ルートごとに複数台が運行するようなイメージでございまして、緑色の線のところで示しております。スライドの左上を御覧いただければと思うのですが、このように告示日の2週間程度前から事前の希望申出を受け付けるようにしてございまして、基本はスマートフォン等からのオンラインでと考えておりますが、電話のほうがいいということもあるかと思っておりますので、電話での受付も予定できればと思っております。次に、スライドの右上のほうを御覧ください。実際の告示の内容のイメージですが、あらかじめ定めている、例えば、X集会所、Y公民館に加えて、A氏、C氏、F氏が希望した場所を表示します。先ほど説明させていただきましたとおり、A氏、C氏の自宅前は御自宅の住所のみで個人名は非表示にさせていただいて、F氏については目印の施設名という形の告示をできればと思っています。期日前投票期間として、スライドの下段を御覧いただければと思いますが、事前希望申出の際には、条件に合わなかったB氏とE氏、予定が当日はどうなるか分からないというD氏は、オンデマンド予約で自宅から最寄りの駐車場所までの移動支援を利用するというイメージでおります。オンデマンド予約のときには、スマートフォンとかで移動期日前投票所の所在地がリアル

タイムで確認できるようにしますので、今、どこら辺に来ているのかなということも、広く多くの人に分かるように、利便性を高めることとしたいと思っています。自宅から停車場までの最適ルートの走行をしまして、予約した人が複数いる場合は乗り合いの調整をすとか、そういうことで効率的に早く負担がない形で走行できればと思っています。こういう告示内容やスマートフォンで移動期日前投票所の現在地を見た方がこうやって実際に「ここに行こう」と言って直接投票に行くことも、もちろん我々としては認めるということを考えております。

資料にはないのですが、我々の考えておりますオンデマンド型移動期日前投票所の具体的な想定エリアにつきましては、今後、選挙管理委員会と協議の上、決めていくこととなります。他方で、我々事務局として考えているのは、車両の停車場とかの調整も必要ですので、例えば、移動スーパーがつくば市内にはいくつか運行しておるのですが、そうした移動スーパーの販売場所をベースとしたようなルート、あるいは、小型車による移動支援は、筑波山とかがあるのですが、勾配のきつい、バスでの走行も難しいような土地もありますので、そうしたところは小型車による移動支援も効果的ではないかと考えております。

最後の7ページは、関連規定となりますので、参考になります。

最後になりますが、今年度、内閣府調査事業として、オンデマンド型の移動投票所の実証を我々には行わせていただく予定です。実証の中で、オンデマンド型の移動投票所の確実な方法ができるかどうかというところもしっかりと確認をしながら、来年以降の実際の選挙での実施を目指したいと思っています。

今回の提案によって、障害者や移動が困難な方の投票の機会の拡大を図って、我々が掲げる誰一人取り残されない投票の機会の確保にしっかりとつなげていければと思いますので、是非前向きに御検討いただければありがたいと思っています。

私からは、以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、総務省から、御説明をお願いいたします。

○友井企画官 総務省選挙課企画官の友井と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

総務省提出資料でございます。移動期日前投票所に係る取扱いや留意点を御説明させていただきます。

資料の冒頭でございますように、市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示日または告示日に、期日前投票所の場所（2以上の期日前投票所を設ける場合には、その場所及び設置期間）を告示しなければならないとされております。この期日前投票所は、移動期日前投票所を含むものです。

この告示に関連しまして、以下、3点、留意事項を記載しております。

1点目でございます。個人宅名や自宅住所の細部の記載に代えて、広く一般の選挙人が場所を特定できる施設名の記載により投票場所を告示することも可能です。また、自宅住

所の細部が記載されていれば、それをもって場所を告示していると言えますので、この場合は、個人宅名を記載しないことも可能と考えます。

2点目でございます。まず、公職選挙法第53条第1項について御説明申し上げますが、次のように規定されております。「投票所を閉じるべき時刻になったときは、投票管理者は、その旨を告げて、投票所の入口を鎖し、投票所にある選挙人の投票の終了するのを待って、投票箱を閉鎖しなければならない」。すなわち、投票所の閉鎖時刻になったときは、直ちに投票箱を閉鎖して投票できなくするというわけではありません。投票所の入口を閉鎖して、投票所にある選挙人の投票が終わるのを待って投票箱を閉鎖しなければならないとされております。したがって、告示した投票場所に告示した時間に到着している者は、公職選挙法第53条の「投票所にある選挙人」に該当し、その介助等に時間を要した場合においても投票が終わるのを待つことは可能であり、告示した時刻を超過して当該投票場所に移動期日前投票車が滞在することは差し支えありません。ただし、その場合でも、次の投票場所で投票できる時間は告示どおりでなければならないことに注意が必要です。

3点目でございます。事前に設置を希望した選挙人の自宅付近が投票場所として選挙期日に告示されますが、当該選挙人が当日体調悪化等のために投票しないことは自由でございます。ただし、この場合においても、告示した場所・時間帯に移動期日前投票所を設置しなければならないものであります。

以上の考え方に照らしまして、つくば市提出資料の5ページで御提案しているような内容は実現可能なものであると考えております。

私どもからの説明は、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

私からつくば市にお伺いできればと思うのですが、最初のつくば市の御提案は、インターネット投票を全面的に導入するというところで、実験もしていただいて、御提案をいただいたと思っております。そのときは、投票率を向上させるとか、投票の効率性とかも含まれていたかと思いますが、総務省とのやりとりなども含めて様々な課題があることも明らかになったと思っております。今回は、目的を投票権の保障に絞るような形で、できることをとにかく整理しておこうという提案になっているように私は感じております。ただし、投票権の保障につきましても、つくば市の当初の提案のインターネット投票はかなり包括的に投票権保障に資するものだと思っております。つくば市の思い、目的としましては、最終的にはインターネット投票を実現することにあるものだと私は思っているのですが、今回、移動期日前投票所、オンデマンド型のものを実験して、その実現を図っていくことは第一歩として、どのような段階を経てインターネット投票に近付けていきたいと思っていられるのか、思っていられないのか、その辺を少しお伺いできればと思っております。

○藤光部長 ありがとうございます。つくば市政策イノベーション部長の藤光です。

おっしゃるとおり、インターネット投票がもし実現しますと、より包括的に、どの世代の方でも、どなたでも、今回の移動期日前投票所は自宅まで来るというものですが、インターネット投票の実現がされますと、手元まで来ますので、大分異なるものではあると思います。他方で、我々が今回提案させていただきました移動期日前投票所についても、投票率の向上、投票権の保障、両方ともに関して重要な取組だと思っています。例えば、投票率を見ますと、つくば市は80代になりますと大きくパーセンテージが下がるのですが、その理由は明らかに移動が困難というところは目に見えています。総務省にも前向きに御回答いただきましたが、もしこの提案ができましたら、おそらく一つ資するものがあるのではないかと。

他方で、インターネット投票を我々は引き続きしっかりと考えていきたいと思っています。技術的なところは、去年の模擬住民投票で確認させていただきましたが、確認しなければならないところ、課題はまだあると、この特区ワーキンググループヒアリングを通じて、我々は感じました。例えば、技術的な検証を続けていく中の一つとして、立会人をロボットでやっていくことが可能なのか、監視カメラやデジタル化をすることで何かできないのかということも考えられるでしょうし、インターネット投票が一つの手段ではあるのですが、これが実現することによって救われる人はたくさんいると思いますので、引き続きそういった検証とかも不断に続けながら、住民の理解も色々なところで図りながら進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 ありがとうございます。

今回のつくば市の提案に関しては、国民が等しく持つ政治参加の権利を円滑に行使可能とし、また、民主主義の土台の強化につながる、非常によい提案であると思っております。総務省の方も前向きにこのご検討いただき、ありがとうございます。

質問ですが、今後、この実証実験を総務省としても事後検証されると思いますが、実証実験をする前に検証ポイントを整理していくことと思います。今後、これを運用面で特にどういう点に留意し、どういう点を検証ポイントとして見ているのかを教えていただければと思います。

○中川座長 総務省、お願いいたします。

○友井企画官 総務省でございます。

実証事業につきましては、まだ総務省としても詳細な御説明を受けているわけではございませんので、必要に応じて御相談には乗ってまいりたいと思いますが、今の段階で検証ポイントなどをこちらで明確にしてはございません。

○菅原委員 分かりました。つくば市が実証実験に前向きに取り組んでいただけるという

ことなので、円滑に進めるためにも、総務省でも事前に検証ポイントを共有して進めることが大切なのではないかと思っ、御質問しました。つくば市の方で何かコメントがあれば、いただけないでしょうか。

○中川座長 お願いいたします。

○藤光部長 ありがとうございます。つくば市政策イノベーション部長の藤光です。

実証のところでは、今、我々の対象としては、障害がおありの方ももちろんですが、移動の困難な方、支援が得られなくて投票所まで行けない方という割と広めを想定しておるところですが、例えば、予約が殺到して運行がうまく行かないとか、つくば市はエリアによっては運行自体も難しいような狭い小道とかもございますので、どこまで本当に行けるのかとか、運行が実際にシステム上うまく回るかというところはしっかりと見ていきたいと思ひます。当然オンデマンド型移動期日前投票所が円滑に進まないと皆さんの投票権確保にはならないので、その着実・円滑というところをしっかりと見たいと思っております。

○菅原委員 ありがとうございます。

○中川座長 それでは、阿曾沼委員、お願いいたします。

○阿曾沼委員 つくば市の方、総務省の方、色々とお説明をありがとうございました。前向きな形で一步進められるのではないかと期待しております。

これは両者の方に質問でございますが、実証実験は、当然、エンドポイントがあつて、菅原委員のご質問とも関連するのでございますが、今回の実証実験がインターネット投票を実現するための一つのプロセスであるという認識と、もう一つは、投票行為の多様性を実現するという両方の意味合いがあるのではないかと考えています。投票行為の多様性という意味で、インターネット投票などへの段階的プロセスとして、この移動の実証実験は非常に重要なポイントであると認識しています。この実証実験でのエンドポイントをそういうプロセスに資する形で実施ためのデザインとして、移動が困難という人の選定の基準とか、つくば市提出資料の5ページに書いてあるように、体調不良で投票できなかったときに本人以外の投票も可能にするという、この本人以外とはどの範囲までなのかということが必ずしも明確でないと思ひます。インターネット投票実現のプロセスとしての実証実験として、その辺の検証のポイントを明確にさせていくことが非常に重要だと思ひますが、その点で、つくば市の方々と総務省の方々の御意見をいただければと思っております。

○中川座長 まず、つくば市からお願いします。

○藤光部長 ありがとうございます。つくば市でございます。

おっしゃるとおりでして、インターネット投票というか、どなたでも困難なく投票できる環境へのステップの一つだと思ひています。実証実験の中では、それを見据えていくつかのステップを考えております。このオンデマンド型移動期日前投票所だけではなく、例えば、立会人をロボットで代替するとか、いくつかの技術的な検証をしたいと思ひています。第1ステップとしては、こうしたオンデマンド型移動期日前投票所、自宅まで来るといふものが一つはあつて、立会人がなかなか集まらないとか、色々とおういう問題もある

と聞いておりますので、立会人が分身ロボットとか、そういう遠隔の操作のものでもよいとか、それで十分に機能を果たせるのかという第2ステップのところ、第3のところインターネット投票があると思います。おっしゃるとおり、どういうお困りの方かというところがあって、まず、我々が今回フォーカスしているのは移動が困難な方ですが、当然視覚で困難な方、精神障害等で人が集まっているところに行くことが困難な方、色々な困難を抱えている方がいらっしゃって、それぞれにポイントがあると思っています。今回の実証実験、今回の提案に係る部分については、まず、移動のところという認識でおります。他方で、ほかの障害がある、ほかの困難を抱えている方もたくさんいらっしゃると思いますので、それに係るところも少しずつ潰していければと考えておるところです。

以上です。

○中川座長 総務省から、何かお話しいただくことはございますでしょうか。

○友井企画官 総務省でございます。

この移動期日前投票所に係る実証実験がインターネット投票につながっていくプロセス、もちろんつくば市でそういったプロセスを意識して取り組まれていくことについて何かを申し上げるものではございませんが、私どもとしては、インターネット投票については、これまでのワーキンググループヒアリングでも再三申し上げておりますとおり、投票管理者や立会人で行うことが原則の投票を、特段の要件なく、これらの者が不在の中で認めることの是非といった、根本的な課題がございますので、そここのところはこの移動期日前投票所の実証事業とは切り離して議論していく必要があると考えております。いずれにしましても、これまでに申し上げておりますとおり、各党各会派の御議論なども必要な課題であると認識しております。

以上でございます。

○中川座長 ひとまずは別の議論だということは私も認識しているのですが、つくば市としては、例えば、立会人については、今回は立会人を確保していただけますし、立会人をカメラあるいはロボットでやることについても実証するということですので、インターネット投票のプロセスの一貫であることを否定するのも難しいように私は思うのですが、それはもう少し柔軟に考えていただけないかと思っております。

特に総務省から御発言があればお伺いできればと思っております。

○友井企画官 特段追加で申し上げることはございません。

○中川座長 分かりました。

阿曾沼委員、よろしいでしょうか。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

○中川座長 それでは、安田委員、お願いいたします。

○安田委員 私から、まず、つくば市、総務省、それぞれ前向きに調整を進めていただいて、どうもありがとうございます。御礼を申し上げます。

今回は、告示方法や投票時間に関して、つくば市が抱えている懸念点、問題点に、非常

に柔軟な形で総務省側にも御対応いただいたかと思うのですが、実際に実証実験を始めていくと、当初想定していなかったような論点が出てくるかもしれないので、引き続き誰一人取りこぼさない投票方法の模索に対して、総務省にもお力添えいただければと思います。

一つ、追加でというか、要望があるのですが、総務省は従来からこの移動期日前投票所の取組事例集をウェブサイトで公表して、拡大というか、周知を図っていると伺っているのですが、今回、実証実験を行った場合には、オンデマンド型は極めて先進的な事例になるかと思えます。それも、同じように、ウェブサイトの掲載や追加的な周知に是非前向きに協力していただければと思っております。これが、質問というか、要望です。

つくば市に質問があるのですが、これは何人かの委員の方が質問された、実証実験を行うに当たって事前に何か取り組みをされるのかという点と関連するかもしれないのですが、従来型の期日前移動投票所と違って、今回のオンデマンド型に変わることによって、どれぐらい潜在的なニーズが掘り起こせるかに関心があります。もちろんやってみなければ分からないところはあるのですが、今の段階で大体どれぐらいこういった利用へのニーズがあるかという意向調査のようなものでもし行っているようでしたら、大体何人ぐらいいるのかということ伺いたいです。もしやっていないということであれば、実際に実証実験をやる前にそういった調査みたいなものを行うのかどうかということも、併せて、検討が済んでいたら、お知らせいただけるとありがたいです。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

2点あったかと思いますが、事例集の件で、まず、総務省から何かございますでしょうか。

○友井企画官 総務省でございます。

事例集への掲載につきましては、取組を拝見させていただきまして、検討してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○中川座長 それでは、つくば市で、事前に需要をつかんでいらっしゃったら、御教示いただければありがたいと思います。

○藤光部長 ありがとうございます。

正確な人数は難しいところではあるのですが、例えば、障害者と要介護の方の数を考えますと、3,000人程度はいらっしゃいます。その方全員が対象になるのかとか、エリアはどうするのかということは選挙管理委員会とも話しながら決めていくことなので、少し規模が変わる可能性はあります。加えて、我々は、障害がある方に限らず、移動の困難な方も加えますので、さらに増えるのではないかと考えています。

追加的にどういう調査をするかですが、選挙管理委員会のほうで選挙の期日前移動投票所とかを作成するときには、各地区における状況調査はある程度行うこととなります。当然、その中で、どうしても、投票所、中心部とかから遠いところは、従前から投票率が

なり低いという状況は聞いておりますので、そういう情報とかも鑑みながら、ルートやエリアを設定していくことになると思っております。

○安田委員 どうもありがとうございます。

どこまで細かく意向調査をやるかは費用や時間の問題もあるかと思うのですが、事前にある程度投票に行くかどうか、今回の仕組みを利用するかどうか、実際にその仕組みを利用したかということが事前・事後で分かると、期待どおりに活用されたか、あるいは、何かがネックになって事前に使おうと思っていたが、やはり使えなかったとか、色々なことが分かるかなと思います。このあたりの調査設計について、せっかく先進的な事例が行われるので、是非御検討いただけるとありがたいです。

○藤光部長 ありがとうございます。

つくば市としても、まさにおっしゃるとおりだと思っております、実証実験をただやるというだけではなくて、アンケートとか、需要がどうなっているか、改善すべきところはないかとしっかりと調べた上で、よい活用事例として紹介して全国にも展開できればと思っております。御指摘をしっかりと受け止めて頑張ってまいりたいと思います。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、何か御発言を求められる方はいらっしゃいますでしょうか。

落合委員、どうぞ。

○落合座長代理 落合です。御説明をありがとうございます。

特に総務省の方々においては、本件を進めていただいたことについて、まず、感謝を申し上げます。

今回の実証を行っていくことが、今後、どういう形でその結果を具体化していけるかが大事で、最終的にはインターネット投票まで含めることも大事な点かと思いますが、その中でいくつかお伺いしたい点があります。

一つが、純粹に今回のような形で巡回をしていくときに、例えば、懸念事項として、表示に関する点、時間などの点もあるのかなと、資料を拝見していて思いました。表示についてはこれだけで大丈夫なのか、さらに色々と実際に取り組んでみたら御意見が出る可能性はありそうなのか、時間についてももしかすると色々な交通状況や市民の方々が投票される中で対応が難しいこともあるかと思いました。最終的に総務省で整理していただくに当たって、懸念がある事項は出ていたほうがいいのではないかと思いましたので、つくば市に懸念事項をお伺いしてみたいと思いました。

2点目としては、今後、さらにインターネット投票につなげるという意味で、ニーズの部分については、一部この取組の中で投票所まで行けない方の話が見えてくることのあるのだろうと思います。また、もう1点、先ほどの議論の中でもありましたが、カメラなどを設置している場合にどういう形になるかを見ていくというお話もあったかと思っておりますので、立会人との関係では非常に重要な実験になる可能性もあるとは思っておりますので、そのあたりについてもまたお伺いしたいと思いました。

私からは、以上です。

○中川座長 落合委員、今の御質問はつくば市でよろしいですか。

○落合座長代理 つくば市です。

○中川座長 つくば市、お願いします。

○藤光部長 ありがとうございます。つくば市でございます。

表示に関して、今回、個人名を出さない、個人宅名を出さないというところで、かなりプライバシーの問題は軽減されたかと思っています。例えば、住所が分かったらその1軒しかないという場合であっても、目印で代替できるので、我々としては、プライバシーというか、そういう懸念については、ある程度、払拭できたかとは思いますが、それでも気になるという方もいらっしゃるかなと。リアルタイムでどこを運行しているかという表示もしたいと思っているのですが、それが本当にうまく作動して多くの人々が本当にここだと分かるような告示になっているかとか、そのあたりは確認しないといけないと我々としては思っています。

時間に関して、交通のところは、もちろん渋滞とかもあるかと思うのですが、例えば、具体的なルートはこれから選挙管理委員会ともよく話を聞いて実情を見ながらだと思のですが、移動スーパーとかを考えますと、我々は日々移動スーパーの運行をしていて実績があるので、渋滞とかは、多分そうしたエリアでは大丈夫かなと思っています。他方で、障害がおありだとか、通常時は投票していなかったが、今回のサービスで初めてされる方が、思ったよりも投票に手間取って、我々が想定していたよりも介助の手が必要だとかということは十分にあり得ると思っていますので、そうしたところは慎重に実証実験あるいは地域の実情とかを見ながら考えていく必要があるかと思っております。

インターネット投票は、立会人の遠隔監視という形にすることについては、全く新たな取組だと思っています。この移動期日前投票所とは別の取組であるとは思っておりますが、例えば、立会人が遠隔監視やロボットで代替できると、移動期日前投票所は場所を取るのですが、立会人が小さいロボットで代替できたら、すごくスペースを取らなくなって、小型車でも十分に可能になるとか、選挙はワークロードがかなりかかるものになるのですが、複数台を遠隔監視することによって立会人が可能になるのであれば、コスト、労力の面でも下げられるとか、色々な可能性があり得ると思います。ただ、現時点ではその立会人のロボットがきちんと働くかどうかということはなかなか確信が持てていません。だからこそ実証実験でしっかりとそういうものが本当に機能するのかとか、選挙人の方々が心理的に変な感じにならない、需要をきちんと持ってくれるといったところも見ていければよいかなと思っております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

基本的に、これまで行われてきた延長線上ではあると思いますが、実証実験自体はできるかと思えますし、それ自体の心配は大きくないです。しかし、例えば、先ほどの時間の書き方や表示の仕方も、時間帯を区切って、その時間には必ずいなければならない部分

や若干の縛りがあります。もしかすると、その縛りが、もう少しインターネットで見られるのであれば代替できるようにするとか、最終的にはそういう形になったほうが、より効率的に運用できるようになり、一見して分かるようにできることもあると思います。住所表示も、これで大分情報を削っていただいているとは思いますが、さらにもう少し分かりにくくなったほうがいい地番の場所などもあるかもしれないとは思いました。そういう場所の表示は、さらに改善できるのであれば、こういった制度の中で改善を行っていったほうがいいと思いました。そこはまた議論をして、必要があればさらに要件を整理していくことも大事だと思いますし、完全にインターネット投票にいかないまでも、遠隔でかなりできるようになるという意味では、実質的に意味があるとも思います。是非そのあたりは色々と御検証いただけるといいなと思っております。

○藤光部長 ありがとうございます。つくば市です。

本当に落合委員のおっしゃるとおりでして、我々は、総務省にも前向きに考えていただいて、かなり御配慮いただいたと思っておりますが、もしかしたら、まだまだ、もっとこうしたほうがという意見が出るかもしれないと思います。そういうところは不断に見直しつつ、その延長線上にインターネット投票もきっとあるのだろうと我々は思っておりますので、物事に完全というものはないとは思いますが、最終的なゴール、誰でも、不自由なく、移動の困難、移動だけでなく、身体の不自由、全てをクリアした形での投票環境の整備をしっかりと常に目指していきたいと考えております。

御指摘をありがとうございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

○中川座長 よろしいでしょうか。

○落合座長代理 1点だけ、総務省に、もし色々出てきたら御相談に乗っていただけないかという点だけ、御質問できればと思います。

○中川座長 総務省の方、よろしいでしょうか。

○友井企画官 ありがとうございます。

表示方法など、色々実証実験をされていく中で、実際の運用で、御判断に迷う事例はあろうかと思っておりますので、もちろんそういった事例があれば御相談いただければ対応してまいりたいと思います。

○落合座長代理 ありがとうございます。

○中川座長 熱心な御議論をありがとうございました。

それでは、総務省におかれましては、今回は柔軟な御対応をいただきましたことにつきまして、ほかの委員の方も申し上げておりましたが、大変ありがとうございました。

インターネット投票との関係ですが、今回の措置あるいは実証実験がインターネット投票にダイレクトにつながるプロセスの一貫であることについて同意いただきたいということをお願いしているつもりはございません。ただ、投票権保障ということ考えた場合にはインターネット投票も一つの有力な手段だということについては、おそらく共通認識が

ある程度持てるのではないかと考えております。

今回、ヒアリングを通じて私が感じたことは、総務省の関与あるいは御協力が非常に重要だと感じております。そういう意味で、つくば市では、今回、こういう措置で一步前進という形ではございますが、かなり色々なコストをかけて投票権の保障をするための今回の措置にこぎ着けたということでございます。さらに様々なインターネット投票に結びつくような実証実験もやられるということですので、総務省におかれましては、つくば市がそういうことを念頭に様々な実証実験をしていくあるいはその措置をしていくということを御理解いただいた上で、御協力いただければと考えております。そういう意味で、今回の事業につきましても、内閣府の事業ではございますが、どちらかというと一緒にやっていただくというお気持ちの上で、総務省の御協力、今回の措置を進める御協力を賜ればと考えております。

何か御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

非常に熱心な御議論をありがとうございます。

それでは、これもちまして「公職選挙法における移動期日前投票所の柔軟な告示」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。